

平成 25 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

京都大学

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 学習成果	32
基準7 施設・設備及び学生支援	35
基準8 教育の内部質保証システム	40
基準9 財務基盤及び管理運営	43
基準10 教育情報等の公表	48
<参 考>	51
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
26年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学名誉教授・前学長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	前 神戸市看護大学長
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	前 新潟大学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荻 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学長
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
◎ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

大 畠 一 芳	茨城大学教授
○ 梶 山 千 里	福岡女子大学理事長・学長
○ 片 峰 茂	長崎大学長
○ 清 原 正 義	兵庫県立大学理事長・学長
◎ 小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
○ 小 松 正 幸	前 愛媛大学長
近 藤 倫 明	北九州市立大学長・副理事長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
関 口 正 司	九州大学教授
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
本 家 孝 一	高知大学副理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
吉 岡 政 徳	神戸大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 梅 田 源 一	公認会計士、税理士
梶 谷 誠	電気通信大学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
宮 直 仁	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

京都大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- それぞれの研究科、研究所、研究センター・施設・拠点において、素粒子物理、材料化学やiPS細胞等に代表される世界をリードする独創的な研究を推進し、それらの広範で多元的融合的かつ基礎に立脚した専門教育体制を整えている。
- 総合生存学の実践による地球規模の複合的課題解決を目指して、異なる専門分野の学生を糾合し学際的教育を行う総合生存学館（思修館）や、既存の研究科・研究所・センターに属する教員を糾合して地球環境学の学際的講義科目を提供するとともに学生の希望する専門性に沿って修士、博士論文指導も行う地球環境学堂・学舎は特色的かつ先進的な大学院組織である。
- 当該大学の教養教育として国際教育プログラム(KU INEP)、及び国際交流科目等が提供されているほか、新入生向け少人数セミナー(ポケット・ゼミ)がさらに充実し提供されている。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に「KYOTO未来創造拠点整備事業－社会変革期を担う人材育成」が採択されており、大学/地域の越境交流の場を充実させ、地域社会への貢献（地域課題の解決）を果たすための取組みを行うことにより、京都の地で求められる人材育成を目指している。
- 平成21年度文部科学省グローバル30に「京都大学次世代地球社会リーダー育成プログラム (Kyoto University Programs for Future International Leaders : K. U. PROFILE : ケーユープロファイル)」が採択されており、当該大学の持つ世界最先端の研究資源を活かし、地球社会の現代的な課題に挑戦する次世代リーダー育成のための教育に取り組んでいる。1学部、11の研究科等において、英語による学位取得コースが設置されるなど、教育の国際化への対応が図られている。
- 教育活動等の改革に対する組織的・体系的な取組が、文部科学省大学院GPにおいて、平成20年度2件、平成21年度1件の採択につながっている。
- 産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーの養成を目指した教育活動等の改革に対する積極的な取組が、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」において、平成23年度2件、平成24年度2件、平成25年度1件の採択につながっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の一部の編入学及び大学院課程の一部の研究科等においては、入学定員充足率が低い。
- 平成25年度実施の大学機関別認証評価に向けた自己評価書において、根拠資料のほとんどが別添資料とされ、自己評価書本文中に記載されておらず、大学の教育研究活動の状況を社会に判りやすく示すものとして適切とは言い難い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学では、明治30年の京都帝国大学第一回宣誓式の式辞において、初代総長は「自重自敬」という言葉を用いて大学人の自主性の重要性を説き、教員にも学生にも教育・研究・学修における自発的活動を求めた。大学改革が進行する中で、この開学以来の自主性を重んじた「自由の学風」が再確認され、平成13年12月4日に「京都大学の基本理念」が制定されている。当該基本理念において、教育では「卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる」とされ、精神面においては教養が豊かで人間性が高く責任を重んじる人間を理想像として掲げ、それに向けた教育を目的としている。

各学部では、この理念と目標に沿い、それぞれの部局の関係する学問領域を踏まえて、当該部局の人材養成に関する目的がそれぞれに定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学は学部組織と大学院組織の両方を兼ね備える総合大学として教育・研究活動を行っており、大学院の理念もまた「京都大学の基本理念」として定められている。その中で、教育の成果としては、「優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材」の輩出が目的とされている。当該大学では、大学院教育は多様な研究と表裏一体のものと考えており、研究面についての目標は直ちに大学院教育の理念へと結び付くものとしている。研究面では、総合大学としての特性を活かし、基礎と応用、文科系と理科系の多様な発展と統合を目指すことが目標として述べられており、これは当該大学の大学院教育に通底するものである。

大学院の各研究科等では、それぞれの人材養成に関する目的をはじめとする教育研究上の目的をそれぞれ定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の 10 学部から構成されている。

- ・ 総合人間学部（1 学科：総合人間学科）
- ・ 文学部（1 学科：人文学科）
- ・ 教育学部（1 学科：教育科学科）
- ・ 法学部
- ・ 経済学部（1 学科：経済経営学科）
- ・ 理学部（1 学科：理学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、人間健康科学科）
- ・ 薬学部（2 学科：薬科学科、薬学科）
- ・ 工学部（6 学科：地球工学科、建築学科、物理工学科、電気電子工学科、情報学科、工業化学科）
- ・ 農学部（6 学科：資源生物科学科、応用生命科学科、地域環境工学科、食料・環境経済学科、森林科学科、食品生物科学科）

文科系と理科系、基礎研究と応用研究に配慮し、上記の 10 学部を設置し、総合大学として構成しており、教養と人間性を身に付けつつ、卓越した知を継承するとともに創造的能力、高度な専門知識を有する人材の育成を目指している。さらに、新しい研究課題や知見の増大といった学術的要請を学問分野の融合、カリキュラム改善や教育年限の改定等で対応している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

当該大学は、全学共通教育（教養教育）に関する全学的な責任組織として、平成 15～24 年度までは、高等教育研究開発推進機構を設け、その実施に当たっては、同機構の企画・運営のもと、人間・環境学研究科と理学研究科を実施責任部局とし、他の全ての部局が協力するという特徴的な体制で実施してきた。平成 25 年度からは国際高等教育院が高等教育研究開発推進機構の機能を承継し、国際高等教育院の企画・実施責任のもと、学部をもつ研究科を中心として、各部局が教養・共通教育の企画及び実施に協力する全学的な体制で全学共通教育を実施している。

同院内の体制としては各学部の意向を前提に、教養・共通教育の編成方針及び実施方針、人事、予算等の重要事項を審議する教養・共通教育協議会と、科目等、教養・共通教育の実施状況、組織・運営等の状

況の評価と、これを踏まえた科目・内容・配分、教育方法等の改善案の提案を行う企画評価専門委員会を設置し、企画評価専門委員会の委員は各学部等から推薦を受け、国際高等教育院に移籍した教員を中心に構成している。また、同院には科目群に対応した3つの部（教養教育部、基礎教育部、外国語教育部）を組織し、各部には教員が所属する教室を置いている。さらに、同院に設置している企画評価専門委員会により平成26年度以降の授業科目、授業方法、成績評価等について検討を行うことになっており、それらを基礎として各部局の安定的な運営に配慮しながら同院の組織や定員についても検討することとしている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は14研究科・1学館・1学舎・2教育部から構成されている。

- ・ 文学研究科（修士課程5専攻：文献文化学専攻、思想文化学専攻、歴史文化学専攻、行動文化学専攻、現代文化学専攻、博士後期課程5専攻：文献文化学専攻、思想文化学専攻、歴史文化学専攻、行動文化学専攻、現代文化学専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：教育科学専攻、臨床教育学専攻、博士後期課程2専攻：教育科学専攻、臨床教育学専攻）
- ・ 法学研究科（修士課程1専攻：法政理論専攻、博士後期課程1専攻：法政理論専攻、専門職学位課程1専攻：法曹養成専攻）
- ・ 経済学研究科（修士課程1専攻：経済学専攻、博士後期課程1専攻：経済学専攻）
- ・ 理学研究科（修士課程5専攻：数学・数理解析専攻、物理学・宇宙物理学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、博士後期課程5専攻：数学・数理解析専攻、物理学・宇宙物理学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻）
- ・ 医学研究科（修士課程2専攻：医科学専攻、人間健康科学系専攻、博士後期課程3専攻：医科学専攻、社会健康医学系専攻、人間健康科学系専攻、博士課程1専攻：医学専攻、専門職学位課程1専攻：社会健康医学系専攻）
- ・ 薬学研究科（修士課程2専攻：薬科学専攻、医薬創成情報科学専攻、博士後期課程2専攻：薬科学専攻、医薬創成情報科学専攻、博士課程1専攻：薬学専攻）
- ・ 工学研究科（修士課程17専攻：社会基盤工学専攻、都市社会工学専攻、都市環境工学専攻、建築学専攻、機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、航空宇宙工学専攻、原子核工学専攻、材料工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、材料化学専攻、物質エネルギー化学専攻、分子工学専攻、高分子化学専攻、合成・生物化学専攻、化学工学専攻、博士後期課程17専攻：社会基盤工学専攻、都市社会工学専攻、都市環境工学専攻、建築学専攻、機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、航空宇宙工学専攻、原子核工学専攻、材料工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、材料化学専攻、物質エネルギー化学専攻、分子工学専攻、高分子化学専攻、合成・生物化学専攻、化学工学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程7専攻：農学専攻、森林科学専攻、応用生命科学専攻、応用生物科学専攻、地域環境科学専攻、生物資源経済学専攻、食品生物科学専攻、博士後期課程7専攻：農学専攻、森林科学専攻、応用生命科学専攻、応用生物科学専攻、地域環境科学専攻、生物資源経済学専攻、食品生物科学専攻）
- ・ 人間・環境学研究科（修士課程3専攻：共生人間学専攻、共生文明学専攻、相関環境学専攻、博士後期課程3専攻：共生人間学専攻、共生文明学専攻、相関環境学専攻）

- ・ エネルギー科学研究科（修士課程4専攻：エネルギー社会・環境科学専攻、エネルギー基礎科学専攻、エネルギー変換科学専攻、エネルギー応用科学専攻、博士後期課程4専攻：エネルギー社会・環境科学専攻、エネルギー基礎科学専攻、エネルギー変換科学専攻、エネルギー応用科学専攻）
- ・ アジア・アフリカ地域研究研究科（博士課程3専攻：東南アジア地域研究専攻、アフリカ地域研究専攻、グローバル地域研究専攻）
- ・ 情報学研究科（修士課程6専攻：知能情報学専攻、社会情報学専攻、複雑系科学専攻、数理工学専攻、システム科学専攻、通信情報システム専攻、博士後期課程6専攻：知能情報学専攻、社会情報学専攻、複雑系科学専攻、数理工学専攻、システム科学専攻、通信情報システム専攻）
- ・ 生命科学研究所（修士課程2専攻：統合生命科学専攻、高次生命科学専攻、博士後期課程2専攻：統合生命科学専攻、高次生命科学専攻）
- ・ 総合生存学館（博士課程1専攻：総合生存学専攻）
- ・ 地球環境学舎（修士課程1専攻：環境マネジメント専攻、博士後期課程2専攻：地球環境学専攻、環境マネジメント専攻）
- ・ 公共政策教育部（専門職学位課程1専攻：公共政策専攻）
- ・ 経営管理教育部（専門職学位課程1専攻：経営管理専攻）

当該大学は大学院に重点を置く大学として、各研究科等は学際的かつ最先端の研究を実施し、それを教育に活かす組織となっているほか、各専攻は各研究科等が目指す多様な方向性を反映する構成となっている。

なお、研究科に準じる大学院組織として、地球環境問題に対して、広域にわたって整合性のある複合施策の発案・実施ができる実務者及び研究者の人材養成を目指し、地球環境学堂・学舎を設置している。さらに、幅広い領域にわたる総合生存学を確立し、それを修得したグローバル人材を養成することを目的に総合生存学館（思修館）を設置している。また、基本理念の「専門能力をもつ人材を育成する」という観点から、専門職大学院も設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、14の附置研究所、5つの全国共同利用施設、7つの学内共同教育研究施設・センター、6つの教育院等、1つの研究拠点を設置している。

- ・ 附置研究所：化学研究所、人文科学研究所、再生医科学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、iPS細胞研究所
- ・ 全国共同利用施設：学術情報メディアセンター、放射線生物研究センター、生態学研究センター、地域研究統合情報センター、野生動物研究センター
- ・ 学内共同教育研究施設：高等教育研究開発推進センター、総合博物館、低温物質科学研究センター、フィールド科学教育研究センター、福井謙一記念研究センター、こころの未来研究センター、文化財

総合研究センター

- ・ 教育院等：国際高等教育院、環境安全保健機構、国際交流推進機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部
- ・ 研究拠点：物質－細胞統合システム拠点

27 ある教育研究施設等の機能は、(1) 全学的な教育及び教育支援 (2) 学内教育研究支援 (3) 産学連携 (4) 研究推進に分けることができる。研究を主目的とする14の附置研究所と1つの研究拠点とともに、これらの教育研究施設は、当該大学の基本理念を達成する上で必要な個別の役割を担っているのみならず、他部局・学外研究機関等の研究連携・支援も併せて行なっている。さらに全学共通科目の担当のほか協力講座の制度等により関連の学部・大学院教育にも関与している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

当該大学は大学院に重点を置く大学として、大学の管理運営については大学院部局が中心となることから、全学的には部局長会議と研究科長部会において全学的な方針・事項に関する連絡、調整、協議が行われている。さらに、大学全体にわたる重要事項に関しては教育研究評議会において審議の上、総長が決定する体制をとっている。また部局を越えても教育研究評議会、部局長会議、教育制度委員会により連携が図られ、部局の自治に配慮しながら、大学全体として管理・運営・学事について審議を行っている。

各研究科等においては、主に組織及び管理運営に関する重要事項を審議決定する教授会のほか、教育課程や学位等の学事を審議決定する研究科会議等を教授会の下に設置することが多く、研究科会議等には、必要に応じて、協力講座教員も含めている。一方、学部教授会は学部兼任の教員により構成し、主として学部の学事について審議決定を行っている。

教育研究評議会、部局長会議、研究科長部会及び学部・研究科等の教授会はそれぞれ毎月定例日に開催されている。

各学部・研究科等においては、教育課程や教育方法を審議する教務委員会等の組織を、それぞれの部局の実情に応じて配置し、運営している。また、教養共通教育については国際高等教育院に教養・共通教育協議会、企画評価専門委員会を設置するなど、教養教育の充実を目指す全学的体制をとっている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- それぞれの研究科、研究所、研究センター・施設・拠点において、素粒子物理、材料化学やiPS細胞等に代表される世界をリードする独創的な研究を推進し、それらの広範で多角的融合的かつ基礎に立脚した専門教育体制を整えている。
- 総合生存学の実践による地球規模の複合的課題解決を目指して、異なる専門分野の学生を糾合し学際的教育を行う総合生存学館（思修館）や、既存の研究科・研究所・センターに属する教員を糾合して地球環境学の学際的講義科目を提供するとともに学生の希望する専門性に沿って修士、博士論文指

導も行う地球環境学堂、学舎は特色的かつ先進的な大学院組織である。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 25 年度から、国際高等教育院を設置し、その下に、各学部、研究科等から推薦され移籍した教員による企画評価専門委員会を設置し、教養教育の充実と専門教育との連携を深める体制を構築しており、今後の成果が期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学の教員組織の基礎は大学院に置かれている。大学院の基幹講座に在籍する教員は、大学院課程の教育の中核を形成するとともに、学部教育の実施・運営を兼担している。学部教育には、学部運営に責任をもつ研究科の教員に加え、独立研究科の教員等も兼担している。各研究科等の大学院組織には、教育研究の目的と特性に応じて、1ないし複数の専攻、その下に、教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織である講座（いわゆる大講座）を設置し、教授・准教授・講師・助教等が役割を分担しつつ連携を図り、教育研究を組織的に遂行している。専門職大学院（公共・経管）では、設置母体となった研究科の教員が大半を兼担する体制の下に、密接な組織的連携を図っている。全学的には、総長の下、部局長会議を組織し、その構成員である研究科長（学部長）が、専攻長（学部においては、学科長等）、教務担当委員長等の協力により、責任をもって教育研究に当たっている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されており、次のとおりである。

- ・ 総合人間学部：専任 118 人（うち教授 67 人）、非常勤 0 人
- ・ 文学部：専任 82 人（うち教授 52 人）、非常勤 0 人
- ・ 教育学部：専任 33 人（うち教授 16 人）、非常勤 0 人
- ・ 法学部：専任 78 人（うち教授 49 人）、非常勤 17 人
- ・ 経済学部：専任 38 人（うち教授 20 人）、非常勤 0 人
- ・ 理学部：専任 238 人（うち教授 77 人）、非常勤 0 人
- ・ 医学部：専任 241 人（うち教授 82 人）、非常勤 0 人
- ・ 薬学部：専任 45 人（うち教授 13 人）、非常勤 0 人
- ・ 工学部：専任 438 人（うち教授 146 人）、非常勤 0 人

- ・ 農学部：専任 192 人（うち教授 64 人）、非常勤 0 人

学部専門教育については、研究科に所属する教員が学部を兼担してその実施・運営に当たっているほか、研究所・センター等教員も授業担当教員として協力している。各学部において教育上主要と認められる授業科目は、全て又はその大部分を、専任の教授又は准教授が担当している。

全学共通教育については、平成 24 年度までは、人間・環境学研究科及び理学研究科を実施責任部局とし他の全ての部局が科目提供する全学的な実施体制で実施し、平成 25 年度からは、学部をもつ研究科を中心に、他の全ての研究科、研究所・センター等が実施協力して科目提供しており、必要な専任教員も確保している。全学共通教育の質の向上を目的に全学的な施策として高等教育研究開発推進機構（平成 25 年度から国際高等教育院が承継）にも専任教員の配置を行っている。全学共通教育の授業は、基本的に専任教員により担当しているが、外国語、数学、スポーツ実習、実験・実習等、開講数が多く専任教員が不足する科目には非常勤講師が配置されており、全学共通教育科目においては 30.8%の講義に配置されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、原則として、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 27 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 13 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 44 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 28 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 77 人（うち教授 77 人）、研究指導補助教員 159 人
- ・ 医学研究科：研究指導教員 36 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 51 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 138 人（うち教授 127 人）、研究指導補助教員 248 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 64 人）、研究指導補助教員 128 人
- ・ 人間・環境学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 67 人）、研究指導補助教員 51 人
- ・ エネルギー科学研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 31 人
- ・ 情報学研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 32 人
- ・ 地球環境学舎：研究指導教員 11 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員 23 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 27 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 13 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 44 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 28 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 77 人（うち教授 77 人）、研究指導補助教員 159 人
- ・ 医学研究科：研究指導教員 46 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 65 人

- ・ 薬学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 138 人（うち教授 127 人）、研究指導補助教員 248 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 64 人）、研究指導補助教員 128 人
- ・ 人間・環境学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 67 人）、研究指導補助教員 51 人
- ・ エネルギー科学研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 31 人
- ・ 情報学研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 64 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 32 人
- ・ 地球環境学舎：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 30 人

[博士課程]

- ・ 医学研究科：研究指導教員 79 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 74 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 7 人（うち教授 4 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ アジア・アフリカ地域研究研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 総合生存学館：研究指導教員 11 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 2 人

[専門職学位課程]

- ・ 法学研究科：38 人（うち教授 37 人、実務家教員 10 人）
- ・ 医学研究科：27 人（うち教授 14 人、実務家教員 13 人）
- ・ 公共政策教育部：10 人（うち教授 10 人、実務家教員 4 人）
- ・ 経営管理教育部：20 人（うち教授 16 人、実務家教員 8 人）

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

全部局とも、教員組織の活性化には優秀な人材の確保が最も重要な要素と考えており、公募制を前提に、教育研究における卓越した業績を教員の採用・昇格の最重要基準とし、教員選考を行っている。

年齢構成については、21～30 歳：2.9%、31～40 歳：27.3%、41～50 歳：32.9%、51～60 歳：29.0%、61～70 歳：7.9%であり、大きな偏りはない。優秀な女性教員獲得のため女性研究者支援センターを設置し、継続的に女性研究者の支援事業を推進しているものの、女性教員比率は 9.9%、上位女性教員比率（女性教授比率）は 4.9%と高くなく、更なる努力が望まれる。外国人教員数は平成 20 年度の 107 人から平成 24 年度の 252 人へ 5 年間で約 2.4 倍に増加し、平成 24 年度現在、外国人教員比率：4.0%（外国人教授比率：2.2%）である。また、任期制やテニユアトラック、サバティカル制度の導入等の措置も講じている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

全ての部局において、教員選考の方法・手続きを内規等で規定し、選考過程を部局教授会に報告したのち教授会にて評価・審議することとしている。学士課程及び大学院課程における教育研究上の指導能力に関しては、教員選考において重視する項目として各学部・研究科等とも例外なく審査基準に加えており、研究業績や教育指導歴の確認、面談等を実施し、評価している。また、専門職学位課程における実務家教員の人事に際しては、実務経験、高度の実務能力とともに、教育上の指導能力等を考慮している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

各部局では、教授を対象とした教員活動（教育・研究・組織運営・学外活動等）に関する点検・評価を4年ごとに全学的に実施している。その評価の一部は報告書に取りまとめ、ウェブサイト等で公表している。次回（基準日：平成27年3月31日）は、評価対象を全教員に広げて実施することとしている。

さらに、部局によっては、各教員の今後の研究計画と展望を報告書に記載する、教授に対して教員評価委員会による面接評価を実施する、外部評価を毎年実施して組織の在り方検討や改善点を明確化するなどの取組を進めており、関係教員の教育・研究活動の自律的改善と充実を促している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

全常勤事務系職員約1,203人中、教育活動を展開するために必要な事務職員として、常勤職員158人が配置されており、そのほか、非常勤職員も配置されている。

全学共通教育を支援する事務組織である共通教育推進課（平成25年度から吉田南構内共通事務部）は、高等教育研究開発推進機構（平成25年度から国際高等教育院が承継）の総務、財務、施設、教務の全ての事務を所掌し、全学共通教育の改善・充実にその役割を果たしている。また、全学共通教育に係るTAについては、全学共通科目の講義、実験実習の授業補佐及び授業準備等に従事させている。さらに、CALL（Computer Assisted Language Learning）自習室、学生自習室にもTAを配置し、学生の学習支援に活用している。

学部・研究科等においてはそれぞれ規模等に見合った事務組織（教務掛）を設けるとともに、教育課程の展開に必要な事務職員や技術職員等の教育支援者を配置し、各組織の活動を支援している。技術職員（総数313人）については、総合技術部に所属し、適切に配置している。また、大学院学生を累計1,906人、602,571時間（平成24年度実績）TA又はRAとして採用し、実験実習の授業補佐、授業準備等に活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は、学士課程における大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、「京都大学の目指す教育は、学生が教員から高度の知識や技術を習得しつつ、同時に周囲の多くの人々とともに研鑽を積みながら、主体的に学問を深めることができるように教え育てることです。」「京都大学は、学生諸君に、大学に集う教職員、学生、留学生など多くの人々との交流を通じて、自ら学び、自ら幅広く課題を探求し、解決への道を切り拓く能力を養うことを期待するとともに、その努力を強く支援します。」とし、「優れた学知を継承し創造的な精神を養い育てる教育を実践するため、自ら積極的に取り組む主体性をもった人を求めています。」としている。さらに、「京都大学では、各学部がその理念と教育目的に応じ、入学者選抜試験における教科・科目を設定しており、明確な目的意識をもった人の入学を求めています。新たな勉強のために必要な基礎的学力を十分に備え、大学の学風と理念を理解して、意欲と主体性をもって勉学に励むことのできる人を、京都大学は国内外から広く受け入れます。」と定めている。

大学院課程における大学全体の入学者受入方針では、「京都大学は、創立以来の「自由の学風」のもと、世界最高水準の研究を推進し、優れた研究者、ならびに高度専門職業人の養成に努めてきました。大学院の各研究科は、このような学風と学術の伝統を踏まえて、さらに努力を重ね、世界に誇る独創的な学術研究の推進と、社会の各方面で指導的な役割を果たす人材の養成に取り組みたいと考えています。そのために、日本国内はもとより世界各地から、優れた資質を有し学問に対する意欲にあふれた人を広く受け入れたいと願っています。」とし、さらに、「高度で独創的な研究の成果は、わが国だけでなく国際的にも注目されています。そうした研究は共通して、京都大学らしい多様な世界観・自然観・人間観に基づく自由な研究であると同時に、学問の基礎を大切にする研究、ないし基礎そのものを極める研究であります。京都大学は、このような大学の学風や伝統を理解し、自ら課題を設定して探求するための十分な基礎学力を備えており、専門分野で積極的な研究をおこなう意欲をもった人の入学を期待しています。」と定めている。

また、全ての学部、研究科等においても入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学部一般入試は大学入試センター試験と個別（第2次）学力検査からなっており、選択科目や配点等の選抜方法の細部は各部局がそれぞれの入学者受入方針に基づいて決定している。例えば医学部では医療従事者としての適性も可否判断に入れるために面接試験を実施している。また、教育学部や総合人間学部はいわゆる文系入試と理系入試の両方を実施している。経済学部では、一般入試のほか論文入試と理系入試を実施している。工学部では、多様な受験生の確保の観点から高専編入学試験を行なっている。

大学院研究科等の入学試験は、その専門性の高さから、実施は各部局にゆだねられている。各研究科等では当該大学の基本理念に謳われる「卓越した知」の継承と発展を目指し、それぞれの入学者受入方針に沿い、修士課程においては、おおむね、当該専攻学術及び関連基礎事項に関する筆記試験と口頭試問を組み合わせて入学試験を実施している。博士後期課程ではその専門性が極めて高いことから、修士論文審査と口頭試問を組み合わせた試験を専攻ごとに行う場合がほとんどである。各研究科等の入学試験の適切性と機能性は、部局の教務委員会や入試委員会等で継続的に行われ、各研究科等で検証している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部入学者選抜の実施体制は全学組織として、教育担当の理事を委員長とする入学試験委員会が設置され、当該関係の重要事項を審議し、中・長期的事項の検討を行っている。その下部組織として、入学者選抜試験の実施に関し必要な事項を審議する入学試験実施委員会、大学入試センター試験の実施に関し必要な事項を審議する大学入試センター試験実施委員会を置いている。学部の一般入試については入学試験実施委員会を中心とした全学体制により実施しており、必要教員数の割り当て等を入学試験実施委員会で決定の上、部局長会議研究科長部会において確認されている。全ての作業には正確かつ公正を期するために全学共通マニュアルを用意し、公正かつ円滑に実施している。

大学院研究科等の入学試験の実施体制は、部局により異なるが、全ての研究科等で研究科入試委員会等を組織して運営体制を組んでおり、マニュアル等を整備して実施している。協力体制も部局により異なるが、原則として協力講座である研究所・センター等の教員も協力し、部局を挙げた体制で実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

全学体制で実施している学部一般入試の検証は、各学部での自己点検・評価に加え、全学委員会である入学者選抜方法研究委員会で継続的に行っている。一般入試以外の学部の特別選抜及び大学院研究科等の入試は全て当該部局に委ねられているため、その検証は部局で毎年行っている。全ての部局において入学試験データと在学生の追跡調査等を利用して、入試制度や選抜方法の改善を経常的に図っている。

最近の改善事例としては、大学入試センター試験の科目の変更（総合人間学部で地歴の配点を加える等）、配点の変更（教育学部における地歴・公民の配点の見直しなど）、個別学力検査における新たな科目の導入（教育学部における理系入試の導入など）等がある。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年4月に設置された薬学研究科薬学専攻（博士課程）については、平成24～25年度の2年分、また、平成25年4月に設置された総合生存学館（博士課程）は平成25年度の1年分。）

〔学士課程〕

京都大学

- 総合人間学部 : 1.04 倍
- 文学部 : 1.01 倍
- 教育学部 : 1.01 倍
- 教育学部 (3年次編入) : 0.66 倍
- 法学部 : 1.01 倍
- 法学部 (3年次編入) : 0.90 倍
- 経済学部 : 1.01 倍
- 経済学部 (3年次編入) : 0.69 倍
- 理学部 : 1.00 倍
- 医学部 : 1.04 倍
- 医学部 (3年次編入) : 0.01 倍
- 薬学部 : 1.03 倍
- 工学部 : 1.01 倍
- 農学部 : 1.05 倍

[修士課程]

- 文学研究科 : 0.90 倍
- 教育学研究科 : 0.92 倍
- 法学研究科 : 0.93 倍
- 経済学研究科 : 1.08 倍
- 理学研究科 : 0.93 倍
- 医学研究科 : 1.23 倍
- 薬学研究科 : 0.98 倍
- 工学研究科 : 1.12 倍
- 農学研究科 : 1.14 倍
- 人間・環境学研究科 : 0.92 倍
- エネルギー科学研究科 : 1.01 倍
- 情報学研究科 : 1.03 倍
- 生命科学研究科 : 1.02 倍
- 地球環境学舎 : 0.94 倍

[博士後期課程]

- 文学研究科 : 0.96 倍
- 教育学研究科 : 1.11 倍
- 法学研究科 : 0.53 倍
- 経済学研究科 : 0.74 倍
- 理学研究科 : 0.86 倍
- 医学研究科 : 1.08 倍
- 薬学研究科 : 0.91 倍
- 工学研究科 : 0.92 倍
- 農学研究科 : 0.59 倍
- 人間・環境学研究科 : 1.10 倍

- ・ エネルギー科学研究科：0.75 倍
- ・ 情報学研究科：0.81 倍
- ・ 生命科学研究所：0.95 倍
- ・ 地球環境学舎：0.99 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：1.13 倍
- ・ 薬学研究科：0.59 倍
- ・ アジア・アフリカ地域研究研究科：0.81 倍
- ・ 総合生存学館：0.50 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：1.02 倍
- ・ 医学研究科：0.90 倍
- ・ 公共政策教育部：1.06 倍
- ・ 経営管理教育部：0.98 倍

学士課程においては医学部（3年次編入）において入学定員充足率が低い。また、法学研究科（博士後期課程）、農学研究科（博士後期課程）、薬学研究科（博士課程）及び総合生存学館（博士課程）において入学定員充足率が低い。これらの学部・研究科等においては、法学研究科における「法科大学院制度下における実定法学後継者（法科大学院教員）養成のための全国的拠点形成」プロジェクトの実施等、定員充足率の改善に向けた取組を実施している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の一部の編入学、大学院課程の一部の研究科等を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の一部の編入学及び大学院課程の一部の研究科等においては入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を下記のように定めている。

1. 豊かな知性と人間性を育む教養教育を実施し、新たな知の創造につながる専門教育を積み上げ、社会の各方面で指導的な役割を果たしうる人材を育成する。
2. 多様でかつ調和のとれた教養教育を実施し、高度な教養と豊かな人間性、強固な責任感と高い倫理性を得させる。
3. 高等学校教育からの連続性に留意した基礎教育を実施する。その上に専門的知識を修得させ、総合的判断力の基礎となる知力を確実に育成するとともに、最先端の研究の場での積極的な活動を通じて専門的知識を深化させる。
4. 地域社会、そして全地球的な環境において指導的な活躍ができるよう、その基礎となる国際的視野や異文化理解能力、そしてコミュニケーション能力を養わせる。
5. 社会の変化に際しても自主的、積極的に対応できる能力を獲得させるため、対話を根幹とした自学自習の姿勢を効果的に修得させる。

また、各学部において大学の方針を踏まえながら教育課程の編成・実施方針を定めており、例えば、理学部では教育課程の編成・実施方針を以下の内容で定めている。

- ・ 創造的に展開する能力の素地を身に付けさせるために一般教養科目、外国語科目、保健体育科目の全学共通科目を配置する。
- ・ 「緩やかな専門化」を実現するために、すべての理学分野に必要な不可欠な科目、および、専門課程

の導入となる科目を配置する。

- ・ 講義、実験、フィールド実習等、各系における専門の基礎となる科目を配置する。
- ・ 研究の最前線に触れさせるために、課題研究を必修科目として配置する。

他の学部においても、上記と同様な教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

当該大学の教育は、全体として、教育課程の編成・実施方針に基づいて組織しており、そのうちの一方の柱となる全学教育としての教養教育は、人文・社会科学系科目群、自然・応用科学系科目群、外国語科目群、現代社会適応科目群及び拡大科目群の区分のもとに、基礎から高度な内容にわたって、内容的にも授業形態の上でも多様な授業を提供している。

教養教育科目は、「対象学生別」に全学向、理系向、文系向に、「対象回生別」に全回生、1回生、主として1回生、主として1・2回生、主として2回生、2回生以上に分類している。

各学部はそれを踏まえた上で、それぞれの教育課程編成・実施の方針にもとづいて、もう一つの柱である高度な専門教育のための科目を体系的に配置している。

全体として1・2年次には教養科目と平行して専門科目の基礎となる学部科目を開講、あるいは受講を推奨し、高度な専門科目をその基盤となる知識に基づき理解させるような科目の配当を行い、それぞれ学生に履修の方針を示している。この二つの教育を通じて内容、水準が授与する学位名にふさわしいものとなるような体系的編成を行っている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

全ての学部及び全学教育において学生の関心や学術動向の発展、そして、教育と研究をとりまく社会的な要請を考慮した上でカリキュラムの編成を行っており、極めて多様な形で単位修得が可能となっている。

大部分の学部で他学部や他大学での修得単位を卒業の単位として認定し、さらに大学院との連携を考慮し、複数の学部においては学部と大学院との共通科目の開講等、学部教育から大学院教育へのスムーズな移行を意図した工夫を行っている。また、海外の大学での学習については、単位互換制度の拡充（平成24年度の単位互換の実績は7件）、海外での学習科目の認定、海外研修科目の提供等の強化が図られている（平成24年度の学生交流の実績は受入・派遣を合わせて345件）。さらに、学部・大学院合わせて65の企業等とインターンシップを実施しているほか、学生の希望や社会との連携を重視して、工学部や農学部においてはインターンシップによる教育が、医学部や薬学部においては医療現場での実習が行われている。また全学教育及び各学部において、それぞれの必要に応じて、大学コンソーシアム京都との包括協定等に基づく単位互換も行われている。

全学共通教育においては、学生の希望に合わせてポケット・ゼミ（新入生向け少人数セミナー）等、多様な形態と内容の授業を行い、また、海外の学生とともに学べる英語による講義「京都大学国際教育プログラム（KUNIEP）」を提供し、さらに平成23年度より海外での研修科目を提供し、学生及び社会からの要請への対応の強化を行っている。

なお、平成25年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「KYOTO未来創造拠点整備事業—社会変革期を担う人材育成」が採択されており、大学/地域の越境交流の場を充実させ、地域社会への貢献（地域課題の解決）を果たすための取組を行うことにより、京都の地で求められる人材育成に取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学共通教育では、各群科目の特性に応じて講義、演習、実験、実習を組み合わせを行い、少人数授業、情報機器・メディアを活用した授業及びフィールド授業等を開講している。（少人数教育として、一般講義科目と並行して論考・研究の実際に触れる「基礎ゼミナール」や、学部・研究科・研究所等の教員による歴史、古典の講読や最先端の研究成果の紹介、フィールド実習といった様々な内容での授業を行う「ポケット・ゼミ」を行っている。また、外国語教育として、CALによる授業を導入している。CAL授業では、1対1の双方向型授業が可能となっている。また、一般のCAL授業とは別に、ウェブサイトを利用した自律学習型CALを正規の授業として導入している。

学部科目では各学部の教育目的を達成するために各分野の特性に応じて、それに適した年次進行のカリキュラムを設定している。対話・討論型授業や演習・実習といった少人数教育を1年次より取り入れ、特に3・4年次では演習・ゼミ、実験・実習を重点的に行っている。多様なメディアや情報機器の活用、複数キャンパスでの遠隔授業、学部の特性に合わせて学外実務者を招いた実践的授業やフィールド実習等、様々な学習指導法の工夫を行っている。

全学共通科目、学部科目とも、必要に応じてTAを配置し、演習やゼミ等の教育の質の向上を図っている。また、担任制等、学生への個別の修学支援・指導も行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、全学共通教育、授業時間制を採用する医学部医学科以外においては、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。医学部医学科では、単位制度に代えて授業時間制を採用し、定められた各科目の基準回数及び全学の学年暦を参考に設定した医学部の学年暦（3学期制）により時間割を編成し、授業を実施している。

全学共通科目の選択は、当該大学の教養教育の理念とする自発自啓の精神に基づき、学生の自由意思に委ねられ、幅広い自由選択を可能にした履修システムとなっている。そのため、以前は大多数の学生は学習能力を超えて1週間の時間割（25コマ）を全て埋める傾向があったが、新入生向け全学共通教育ガイダンスの実施により単位の実質化に向けた取組を行っており、平成23年度の調査では、学生の履修登録コマ数は平均週17コマ程度となっている。平成25年度入学生から工学部を除く各学部で全学共通科目の履修登録単位数又はコマ数の上限（総合人間学部：1開講期につき20コマ、経済学部：1開講期につき15コマ、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、農学部：1開講期につき30単位）を設定しているが（工学部は現在検討中）、上限設定は高めである。

学部教育では、法学部においてCAP制（年間で2年次生は32単位、3年次生は36単位、4年次生は40単位まで。また、2、3年次生は各学期につき20単位。）を取り入れている。また、学生の主体的な学習を促すために、定期試験以外に小テストやレポートを課すなどの方策もとっている。また、自主ゼミ開催の推奨（理学部）等も実施している。

平成23年度に実施された2回生進級時アンケートによると、1日当たりの授業外学習時間は約2.5時間（理系：約2.5時間、文系：約2.4時間）となっている。一方、「京都大学：自学自習学生生活実態調査報告書（平成25年3月）」によると、1回生の1日当たりの授業外学習時間は約1.5時間（予習や復習、宿題・課題等：約1.1時間、授業と関係のない自主的勉強：約0.4時間）となっており、両調査の結果に少なからぬ違いが見られる。より正確に学習時間を把握した上で、単位の実質化に取り組むことが望まれる。

これらのことから、学習時間確保の検証は不十分なものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学共通科目のシラバスは、「シラバス標準モデル」及び「シラバス標準モデル作成要領」に基づいて作成し、「全学共通科目授業案内」として学生に配付するとともに、京都大学教務情報システム（KULASIS）上でもオンラインシラバスとして提供している。シラバスに掲載する項目は、授業科目名、科目名英訳、担当者氏名・所属、配当学年、対象学生、単位数、開講期、曜時限、週コマ数、授業形態、授業の概要・目的、授業計画と内容、履修要件、成績評価の方法・基準、教科書、参考書等、その他（授業外学習の指示、オフィスアワー等）である。科目担当教員はウェブサイトによる各項目への入力によりシラバスを作成し、その内容は科目部会が点検している。

学部科目のシラバスも「シラバス標準モデル」に基づいて作成し、「シラバス」「便覧」「教科の手引き」「授業計画及び講義概要」のいずれかの形で全学生に配付するとともに、KULASIS上に掲載し、常時閲覧を可能としている。医学部医学科の臨床実習については「臨床実習マニュアル」を作成し、配付している。

全学共通科目、学部科目とも、「シラバス標準モデル」においては、授業計画において、何回かの授業をまとめて示すことを許容しているが、原則として、各回の授業内容を記載することが望まれる。

学生はシラバスを参考にして履修科目を選択し、履修登録を行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録の際等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学共通教育においては、基礎学力不足の学生への配慮として、高校で物理を履修していない学生に対して、理系学生対象の「初修物理学」や文系学生対象の「みんなの物理」、工学部学生を対象にして高校の数学と大学に入ってから学ぶ数学との間に生じているギャップを埋めるため「自然現象と数学」を開講している。また、外国語の再履修者を対象に、ウェブサイトを利用した自律学習と教室での対面授業を組み合わせた自律学習型CALを正規の授業として大幅に導入している。

学部においては、特に1・2年次における基礎学力不足の学生への配慮として、上記の全学共通教育における取組のほかに、学部の特性に応じた基礎的な講義、演習科目を設け、基礎学力の底上げに配慮している。また、修学に関わる相談や履修指導をするために、1～3年次においては、少人数担任制、クラス担任制、教員アドバイザー制といった各学部の特性に応じた制度を設けて学生への個別対応を図っている。一部の学部では、理科に関する学生の学力の現状分析のためのワークショップや成績不振につながる精神

的な問題の把握と早期発見・対策の在り方についての研修（平成22年度）が行われている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学では全学共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が以下の内容で定められている。

1. 各学部所定の期間在学し、学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、各学部の方針に応じて、演習や実習、フィールドワークや卒業論文作成等の科目が含まれる。
2. 主に全学共通教育を通じてなされた教養教育と、各学部の特性に応じて編成された専門教育をともに修得しているかどうか基準となる。

また、各学部において独自の学位授与方針を定めており、例えば農学部においては以下のとおり定められている。

1. 学士課程にあつては、所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に、学士の学位を与える。
2. 学士課程卒業にあつては、以下の点に到達していることを目安とする。
 - (1) 各学科が設定した農学とそれに関連した領域の学識を身につけ、生命・食料・環境に関わる世界水準の自然科学・社会科学研究が理解できる。
 - (2) 生命・食料・環境に関して人類が直面する課題に対して、科学的な解決方法を構想できる。
 - (3) 農林水産業および食品・生命科学関連産業の意義と重要性を理解し、高い倫理性を持って、その発展に寄与することをめざした行動ができる。
 - (4) 広範囲に及ぶ生命・食料・環境に関わる課題に取り組むための幅広い視野を身につけ、異なる文化の人々とも円滑にコミュニケーションができる能力を持つ。

他の学部においては、一部の学部で卒業時に持つべき知識・資質についての記載が見られないものの、それぞれの学部における学位授与に関する履修内容、卒業のための単位要件を示している。

これらのことから、学位授与方針がおおむね明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、授業形態（講義、演習、実習等）に応じた評価方法を設定しており、合格・不合格の判定のほか、100点満点の採点評価では60点以上を合格とし、成績標語としては優、良、可、不可の4段階（学部によっては秀を加えた5段階）とし、評価を行っている。GPA制度はまだ導入してい

ないが、導入の検討が始まっている。成績評価の方法はシラバスに示しており、ウェブサイト上で常時閲覧できるほか、全学共通科目履修の手引きや学生便覧への記載、オリエンテーション、授業を通して学生に周知されている。

成績評価は、その基準に従って、基本的に、個々の授業担当教員が実施し、学部科目においては各学部教務委員会又は教授会、全学共通科目においては全学共通教育システム委員会各科目部会での審査を経る仕組みとなっている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

全学共通科目及び学部科目のいずれにおいても、成績評価の方法を明示し、それに従って成績の評価を行っている。

全学共通教育システム委員会各科目部会では成績評価分布の確認を行っており、成績の偏りがある場合には担当教員に通知を行うなどのシステムを有している(平成25年度から国際高等教育院企画評価専門委員会が承継)。また、各学部教務委員会でも成績評価分布等についての検討を行っている。なお、成績評価分布については国際高等教育院企画評価専門委員会においても議論が行われており、議論の進展が望まれる。

全学共通教育においては学生からの成績異議申立ての仕組みを整えており、多くの学部で成績異議申立てのシステムを明示しており、教務係窓口を通じて講義担当教員が対応する学部も含め、学生の申立てに対して対応する仕組みが整えられている。しかし、一部の学部では成績評価に対する異議申立てのシステムが整備されておらず、整備が必要である。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は全学部において策定し、必要修得単位数等を示している。同基準は学生便覧等に明記するとともに、オリエンテーションやガイダンスで学生に周知されている。各学部が策定した基準に沿って、卒業認定は各学部の教務委員会等での厳格性・一貫制を含む検討を経て、最終的には教授会で決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程(専門職学位課程を含む)>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

当該大学では大学院の教育課程の編成・実施方針は以下のとおり定められている。

1. 博士課程では、本学の多様な学術的研究を背景とした基盤的・先端的な専門知識、技能を修得させ、国際的に活躍できる自立した研究者を養成するとともに、各専門分野において職業的に必要とされる知識と技術、ならびにそれを統合する能力を備えた、指導的な人材を養成する。

2. 修士課程では、学士課程での教育によって得た成果を発展させて、幅広く深い学識を涵養するとともに、本学の多様な学術的研究を背景とした基盤的・先端的な専門知識、技能を修得させ、専門分野における研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担うための能力を培わせる。
3. 自己の研究を専門の研究分野において的確に位置付け、その成果と意義を高度な水準で議論し、必要に応じて協力体制を構築できる能力を育てる。
4. 学問の過度の専門化に陥ることなく、幅広い視野から自己の研究を位置付けて「知の体系」を構築できるよう、既成の専門分野にとらわれない分野横断的なカリキュラムを編成・実施し、常に進取の精神をもって未踏の分野に挑戦する「知の創造」を目指す研究を実践させる。
5. 物事の本質を洞察して研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性とをもってその研究を見つめ、それが人や自然との共生にかなっているかどうか絶えず批判的に吟味する力を育てる。

専門職大学院課程においても、同様に、教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらの方針の下に、研究科等においても、それぞれの理念に基づいた教育課程の編成・実施方針を策定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

当該大学通則に基づき、必修科目・選択科目等を設定して修得単位数についての条件を設け、また、講義科目においては、演習・特論・特殊講義・実験実習科目の別や基礎科目と専門科目の別、インターンを含む実践的科目や応用的科目等、様々な視点から階層性をもたせること等により、教育課程の体系化を図っている。体系的に編成した教育課程のもとに専門教育と研究指導を行うことで、スムーズかつ適切な当該専門分野の基礎的及び先端学術の獲得を促している。これにより、高度の専門知識を有し、当該学問分野の発展に資する、また、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえ得る人材を育てており、これらの内容・水準は授与する学位に適切なものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科等において、卒業生や就職先企業を対象としたアンケート調査を実施するなどにより、学生や社会の要請を把握するように努めており、それぞれの教育課程の編成・実施方針を踏まえて、基礎的な科目のほかに内外の教員による先端的研究内容についての講義を行うことで高度な学問に触れる機会を設定している。

また、海外を含めた他大学との交流協定の締結や、単位の互換・相互認定、研究科横断型講義の実施等により履修内容の多様化を図っている。多くの部局で英語コースを設け、外国語による授業等による高いレベルでの外国語教育や、秋入学の実施により国際化への対応を図っている。さらに、平成21年度には文部科学省「国際化拠点整備事業（グローバル30）」に「京都大学次世代地球社会リーダー育成プログラム（Kyoto University Programs for Future International Leaders : K. U. PROFILE : ケーユープロフィール）」が採択されており、当該大学の持つ世界最先端の研究資源を活かし、地球社会の現代的な課題に挑戦する次世代リーダー育成のための教育に取り組み、1学部、11の研究科等において、英語によ

る学位取得コースが設置されるなど、教育の国際化への対応が図られている。その他、インターンシップ・エクスターンシップ制度を取り入れている部局もある。

文部科学省「グローバルCOEプログラム」として、平成19年度に「生物の多様性と進化研究のための拠点形成ーゲノムから生態系まで」、「物質科学の新基盤構築と次世代育成国際拠点」、「知識循環社会のための情報学教育研究拠点」、「光・電子理工学の教育研究拠点形成」、「心が活きる教育のための国際的拠点」、「生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点」、平成20年度に「生命原理の解明を基とする医学研究教育拠点」、「数学のトップリーダーの育成-コア研究の深化と新領域の開拓」、「普遍性と創発性から紡ぐ次世代物理学-フロンティア開拓のための自立の人材養成-」、「アジア・メガシティの人間安全保障工学拠点」、「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」、「地球温暖化時代のエネルギー科学拠点-CO₂ゼロエミッションをめざして」、平成21年度に「極端気象と適応社会の生存科学」が採択され実施されている。

文部科学省「大学院教育改革支援プログラム、組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」としては、平成20年度に「研究と実務を架橋するフィールドスクール」、「実践的創薬戦略家養成プログラム」、平成21年度に「環境コミュニケーション・リテラシーの向上」が採択され実施されている。「研究と実務を架橋するフィールドスクール」では地域研究発信トレーニングの常設科目化や臨地隣地教育・研究の推進のため臨地教育研究支援センターの設置が、「実践的創薬戦略家養成プログラム」では通常の教育カリキュラム内での産業界等の学外講師による講義・セミナー等の実施が、「環境コミュニケーション・リテラシーの向上」では長期インターンシップや専門分野横断型・分野融合型のインターン研修を継続し、実務者を養成する取組が実施されている。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」には、平成23年度に「京都大学大学院思修館」、「グローバル生存学大学院連携プログラム」が、平成24年度に「充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム」、「デザイン学大学院連携プログラム」が採択され実施されている。「京都大学大学院思修館」プログラムに関しては、新設大学院として平成25年度に「総合生存学館」を設置し教育が行われている。「グローバル生存学大学院連携プログラム」では12部局が連携し、学際融合的な体制の中で教育が行われている。「充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム」では理工学、生物系学部出身者に、医学部卒業生に匹敵する基礎医学と生体知識を習得させるための教育が行われている。「デザイン学大学院連携プログラム」では情報学、機械工学、建築学、経営学、心理学を横断したデザイン学共通科目と、各専門のデザイン学領域科目（主領域・副領域）からなる網羅的な科目設計等が行われている。また、平成25年度には「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院」が採択されている。

また、授業の一部は京都大学オープンコースウェアを通じて広く世界に公開されており、現在、23件の英語での講義、3件のフランス語での講義を含む多数の講義が公開されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全ての研究科等で、当該の専門分野の特性に鑑み、基礎知識の習得を目的とする講義・特論等と、高度な研究遂行能力を開発する演習・実験・実習・フィールドワーク等をバランスよく組み合わせた授業を行っている。特に当該大学では、基本理念に沿った少人数授業による対話・討論型の授業を重視している点が特徴的である。フィールド型授業も多くの研究科等で実施し、また、アジア・アフリカ地域研究研究科、

地球環境学舎、公共政策教育部等では、分野によってはインターンシップ制度を導入し、教育の特徴となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-2 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

十分に時間をとって各自の専攻学術についての取組ができるよう、教育課程編成上の配慮が行われている。また、大学院での教育は、少人数教育若しくは個別指導を基礎としながら、各研究科等において学生の主体的な学習の促進を図っている。さらに、博士後期課程では、指導教員の助言の下で、十分に時間をかけて主体的に研究に取り組むことを、強く指導している。また、専門職学位課程においては履修登録の上限設定（法学研究科：1学期当たり20単位、1年度当たり36単位、医学研究科：1年度当たり50単位、公共政策教育部：1学期当たり18単位、1年度当たり36単位、経営管理教育部：1学期当たり24単位、1年度当たり48単位）をするとともにガイダンス等で適切に履修指導を行い、学生の学習時間が十分とれるよう工夫している。なお、平成24年度に理学研究科で実施された修士課程学生への修了時アンケートから換算すると、平日1日あたり学業・研究に従事した時間は10時間となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-3 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの様式は研究科等ごとに異なり、記載している情報にも違いがあるものの、全ての研究科等において整備しており、冊子体の配付、さらにはウェブサイトで学生が自由にアクセスできるようにしており、学生は授業内容の確認や履修登録の際の参考資料として利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、主として履修登録の際に利用されていると判断する。

5-5-4 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-6 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

全ての大学院学生は、入学と同時に指導教員が定められ、個別の研究テーマについて、指導教員により研究及び学位論文作成に向けた指導が行われており、さらに、多くの研究科等では複数の教員による助言を受けられるように配慮している。また、TA、RAに多くの大学院学生を採用し、教育・研究の経験を

積み立てている。さらに研究発表会や国内外の学術会議での発表等を促進しており最先端の研究指導体制を整備している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

当該大学では全学共通の学位授与方針が下記のとおり定められている。

1. 博士課程にあつては、当該研究科の定める期間在学して、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格し、課程を修了することが学位授与の要件である。研究科によっては、所定の授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得することを要件に含む場合がある。
2. 博士課程にあつては、研究者として自立して活動し、また高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけているかどうか、課程修了の基準である。
3. 修士課程にあつては、当該研究科の定める期間在学し、研究科が教育と研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了することが学位授与の要件である。課程修了にあつては、研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格することも必要である。
4. 修士課程にあつては、幅広く深い知識を備え、専門分野における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の基準である。
5. 研究が、高い倫理性と強固な責任感とをもって実施され、人や自然との共生にかなったものとなっているかどうか、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

専門職大学院課程においても、しかるべく学位授与方針が定められている。

各研究科等において、それぞれの専門分野に対応する教育方針を公知し、修士・博士の学位取得に必要な要件を明示している。学位の取得については、修士課程においては各分野での専門知識と研究能力の獲得が要求され、博士課程においてはさらに研究者として自立した活動を行う能力の取得が求められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

講義・演習形式での教育については、一般に各担当教員による成績評価が行われている。学生にはどのような方法によって成績評価・単位認定を行うかを、シラバス等によって周知されている。また、成績については学生に開示し、修了時の単位認定については委員会、及び教授会において承認しており、適切に認定しているかについて確認している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価・単位認定の客観性と厳格性を保つため、全研究科等で講義等の成績評価方法が学生に周知されている。また、試験の解答用紙を複写式とし、受講生が自らの解答の写しを持ち帰ることができること

とする、成績評価に対する受講生の異議申立てについて担当教員以外の窓口を設ける、あるいは、制度として異議申立てができることを学生に周知する等の取り組みをおこなっている研究科等もあり、成績評価の客観性・厳格性を向上させるため、各講義等の受講状況に応じて、配慮している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられている判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程について、修士論文・博士論文の内容体裁について、論文執筆の前に学生に配付し周知している。評価基準については、論文指導の中で具体的な指導を通して伝えている。なお、一部の研究科等では、論文の評価基準が平成25年10月の訪問調査時点においては明文化されていなかったが、平成25年11月に、学位論文審査基準として明文化され、ウェブサイトで公開されている。

論文審査教員の選定については、学位規程並びにそれに基づく各研究科等の学位規程に基づき、各論文に対して調査委員3人以上を選出して審査に当たり、教授会若しくは研究科会議にて報告し承認を受けるという手続きを踏んでいる。

また、一部の研究科では審査員付の学術論文誌への論文掲載を博士の学位取得のための必須条件として課している。これにより、学内及びその関連研究者のみの審査ではなく、世界的な視点に立つ当該学問分野の専門家による評価を加えた学位取得者の質の保証を図っている。

専門職学位課程についても学位授与の要件は十分に学生へ周知されており、また、大学院全体として各学生の修了認定を審議する体制をとっている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該大学の教養教育として国際教育プログラム(KU I N E P)、及び国際交流科目等が提供されているほか、新入生向け少人数セミナー(ポケット・ゼミ)がさらに充実し提供されている。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に「KYOTO未来創造拠点整備事業—社会変革期を担う人材育成」が採択されており、大学/地域の越境交流の場を充実させ、地域社会への貢献(地域課題の解決)を果たすための取組を行うことにより、京都の地で求められる人材育成を目指している。
- 平成21年度文部科学省グローバル30に「京都大学次世代地球社会リーダー育成プログラム(Kyoto University Programs for Future International Leaders : K. U. PROFILE : ケーユープロフィール)」が採択されており、当該大学の持つ最先端の研究資源を活かし、地球社会の現代的な課題に挑戦する次世代リーダー育成のための教育に取り組んでいる。1学部、11の研究科等において、英語による学位取得コースが設置されるなど、教育の国際化への対応が図られている。
- 平成20年度文部科学省大学院GPに「研究と実務を架橋するフィールドスクール」が採択されており、アジア・アフリカ地域に対する深い理解と国際的・総合的視野をもつ先導的な地域研究者、及

び地域実務家の養成を目指した5年一貫制博士課程の教育プログラムが実施されている。支援事業終了後も地域研究発信トレーニングの常設科目化や臨地教育・研究の推進のため臨地教育研究支援センターの設置が行われている。

- 平成 20 年度文部科学省大学院G Pに「実践的創薬戦略家養成プログラム」が採択されており、高度化・専門化している創薬研究へ即戦力となる人材の養成を目指した取組が実施されている。支援事業終了後もプログラムで取り組まれてきた産業界等の学外講師による講義・セミナー等が通常の教育カリキュラムに組み込まれ実施されている。
- 平成 21 年度文部科学省大学院G Pに「環境コミュニケーション・リテラシーの向上」が採択されており、地球環境の保全と持続可能な発展を担う実務者を養成する取組が実施されている。支援事業終了後も長期インターンシップや専門分野横断型・分野融合型のインターン研修を継続し、実務者を養成する取組が実施されている。
- 平成 23 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「京都大学大学院思修館」が採択されており、高い使命感・倫理観を有するグローバルリーダーとしての責任を持ち、種々のプレッシャーに耐え、広い知識と深い専門性を両立させた柔軟性ある思考で既存の学問や課題領域を束ねることができ、かつ国内外での豊富な実践教育を通じて、「現場」での的確な判断力・行動力を備えたリーダーたる人材の育成に取り組んでいる。
- 平成 23 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「グローバル生存学大学院連携プログラム」が採択されており、人類が直面する危機を乗り越え、人間社会を心豊かにし、その安寧に貢献するという使命感・倫理観にあふれた人材、及び自らの専門性に加えて幅広い視野と知識・智恵によつて的確に対策を行うことのできる判断力・行動力を備えた人材の育成に取り組んでいる。
- 平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム」が採択されており、工学技術を医療・支援システムへ適用し、医学の中に蓄えられた知識を工学に活用するという2方向から、具体的な解決法を創案し、豊かな健康長寿社会の構築を推進できる「総合医療開発リーダー」の育成に取り組んでいる。
- 平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「デザイン学大学院連携プログラム」が採択されており、高度な専門性とともな俯瞰力と独創性を備え、デザイン学を基礎に専門領域を超えて異なる分野の専門家と協働し、社会のシステムやアーキテクチャのデザインによって社会を変革することができる突出した専門家の育成に取り組んでいる。
- 平成 25 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院」が採択されており、絶滅危惧種をシンボルとした生態系の保全を担う国際機関並びにNGO組織で職員や指導者として活躍できる人材の育成、博物館・動物園・水族館・教育現場等において主事の役割を果たす指導者の育成、一国を対象としたアウトリーチ活動を担えるオールラウンドな指導者の育成を目指している。

【改善を要する点】

- 成績評価に対する学生からの異議申立て制度が一部の学部において整備されていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学部における過去5年間の標準修業年限内の卒業率は、教育学部、法学部においては標準修業年限内卒業率が、それぞれ約75%、約60%と低いものの、理系の学部を中心に80%程度と高い卒業率を示している。標準修業年限×1.5年内の卒業率に関しては、ほとんど全ての学部で毎年90%以上の高い数字となっている。また、過去5年の留年者を除く医師国家試験合格率平均は97%と高水準を維持しているほか、看護師・保健師等、医療系の国家試験に関してはいずれも毎年高い合格率となっている。修士課程における過去5年間の標準修業年限内での修了率はほとんどの研究科等で80%を超え、特に理系の研究科では毎年90%を超えている研究科もある。

博士後期課程における過去5年間の標準修業年限内学位取得率は、研究科等ごとに異なっており、15～84%程度であり、標準修業年限内×1.5年内では24～90%となっている。博士論文を構成する多くの研究成果が原著論文として国際的な学術雑誌に投稿掲載されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

全学共通教育における学生の授業評価やアンケート調査は、全学共通教育システム委員会の4つの専門委員会と16の科目部会において、①授業に対する評価、②科目群の構成に対する評価、③学生の学習実態、について実施している（平成25年度から国際高等教育院企画評価専門委員会が承継）。全学共通科目に対する満足度は科目によって多少の幅はあるものの、おおむね高い評価を得ている。

学部専門科目に対するアンケート調査等は、各教育組織の特性に配慮し、各部局が独自の方法を採用し、時期や形式は異なるものの、当該大学10学部の全学部で実施されている。授業に対して肯定的な回答をした学生の割合が多く、多くの部局で約70～80%と学生の満足度は高い。

大学院科目についても、学生への授業アンケートを実施しており、通常の授業に対して、例えば、学習成果に満足していると回答した大学院学生は約55～90%の部局が多く、大学院学生はおおむね肯定的な評価をしている。

また、平成22年3月に、卒業・修了生を対象に卒業・修了時アンケートを実施しており、「一般教養」、「専門知識」、「国際性（含：語学力）」、「自ら課題を立て解決する能力（独創性）」について、授業等の学習が役だったと感じるかの設問について、それぞれ、61%、88%、43%、77%が肯定的な評価を行っている。なお、「国際性」については、学士課程、修士課程、博士課程における肯定的評価は、それぞれ、34%、

49%、69%であり、課程が進むにつれて上昇している。また、このアンケートでは「自由の学風」についての設問も設けており、「プラスに働いた」という回答が74%を占めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部における教育研究分野の特徴から、卒業後の就職率と進学率において学部間で大きな差異が認められる。

進学率が高く、80～90%が大学院に進む学部としては、理学部、薬学部、工学部、農学部がある。これに対して、進学率が30～40%である学部は、総合人間学部、法学部、文学部、教育学部であり、経済学部は約10%である。これら進学率の低い学部は卒業後の就職率が高い。経済学部の就職率は約80%であり、40～60%の就職率の学部は教育学部、文学部、総合人間学部、法学部である。また医学部医学科の卒業生の90%は臨床研修に進み、同学部人間健康科学科の卒業生は約30%が進学し、約60%が就職している。

就職先の職種は極めて多岐におよんでおり、公務員、民間企業、教育関係、医療従事者等、各学部の教育分野の内容を反映した就職先に就職している。なお、総合人間学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部では10～20%の卒業生が進路未定であるが、これらはいずれも進学・公務員試験・資格取得・就職の準備中である。

各研究科等における修士課程から博士後期課程への進学は、約半数が進学する研究科と10～30%が進学する研究科等に大別できる。約半数が進学する研究科としては、文学研究科、教育学研究科、経済学研究科、理学研究科、人間・環境学研究科、生命科学研究科がある。アジア・アフリカ地域研究研究科は5年一貫制だが、修士の学位を取得して中途退学する事を認めており、約50%が博士予備論文を執筆後に博士の学位取得を目指している。これらの研究科では研究職志向が強いことがわかる。一方、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、地球環境学舎では、博士後期課程への進学率は10～30%にとどまっている。

修士課程修了生の就職率は、70%以上の研究科等、50%前後の研究科等、20～30%前後の研究科に区分できる。70%以上の研究科等は薬学研究科、エネルギー科学研究科、工学研究科、農学研究科、情報学研究科、公共政策教育部、経営管理教育部等である。50%前後の研究科等は理学研究科、医学研究科、人間・環境学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科（5年一貫制だが、修士の学位を認めている）、生命科学研究科等である。20～30%前後の研究科は文学研究科、教育学研究科、経済学研究科である。

博士後期課程修了生の就職率においても各研究科等で特色が見られる。就職率が80～90%台の研究科は薬学研究科、生命科学研究科、工学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、エネルギー科学研究科、農学研究科、理学研究科、情報学研究科等である。文学研究科、法学研究科、経済学研究科、人間・環境学研究科等では修了時の就職率が低く、多くが就職準備中となる。

大学院修了生の就職先の職種は、学部卒業生と同様に、極めて多岐に及び、教育研究機関、高度専門職、公務員、民間企業等に職を得ており、各研究科等の教育研究分野の内容を反映した就職先に就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学の卒業生が勤務する企業（1,293社）に対し、当該大学の教育と卒業生に係るアンケート調査を行っている（回答数133社）。このアンケートの集計によれば、当該大学の教育の印象について、「国際性の重視」や「フィールドワーク・実験の重視」についての肯定的な回答は多くなかったが、「自由の学風」

京都大学

や「独創性の尊重」、「自立性の尊重」、「基礎学問・研究の重視」については肯定的な回答が多かった。また、卒業生の印象としては、「国際性」や「たくましさ」等の項目については「普通」の回答が一番多いという結果が見受けられたが、「基礎知識」、「教養」、「総合評価」等については比較的評価が高かった。特に「総合評価」については、91.5%の企業から、肯定的な回答を受けている。

法学部、農学部ほか複数の学部等においては、卒業（修了）生アンケート等を実施している。例えば法学部における調査では、在学時の学習が卒業後に必要となる能力を身に付けるのに有益であったかの質問において、94%が「法学政治学の知識と素養」を、87%が「教養」を身に付けるのに有益であったと回答している。また、「学習成果の総合評価」について、84%が総合的に見て有益だったと答えている。また、農学部における調査では、学生の自主性を尊重する方針について、7割の卒業生から肯定的な回答を受けている。ただし、卒業生、修了生からの意見聴取を行っていない学部も見られ、実施が望まれる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 一部の学部において標準修業年限内卒業率が低い。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

関連法令等に基づき、多くの施設・設備をバリアフリー化している。また、当該大学は、3つのキャンパスを有し、その校地面積は全体で 901,769 m²である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計 1,075,328 m²であり、当該大学の土地面積並びに建物面積は大学設置基準第37条で規定される必要な面積を十分に満たしている。また、全学スペース利用システムに基づき、戦略的にスペースを有効活用している。

耐震補強は、平成24年度末で耐震化率92%を達成しており、順調に進んでいる。平成27年度までに耐震化事業の完了を目標とし、今後の耐震化事業計画、老朽化したライフラインの再生整備計画を策定している。

学生証及び認証ICカードのIC機能を利用した入退室管理システムの導入が進み、安全・防犯面への配慮が行われている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学術情報ネットワークシステム（KUINS）は、教育・研究のための利用のみならず大学の運営・管理、学生の就職活動やコミュニケーション等に利用されている。このKUINSの利便性をさらに高めるため、無線LANアクセスポイントの整備を進めている。さらに、情報システムにおいて教職員用と学生用アカウントの統合を進め、学生用メール基盤の利便性の向上を進めている。

情報教育や語学教育の授業と自習に利用できるパソコン端末環境としては教育用コンピューターシステム（約1,300台）を運用するとともに、サービスの質を向上させている。全学共通教育においては、外国語の授業にコンピューターによる言語学習（CALL授業）を導入し、CALL授業のための教室整備を進めるとともに、CALL自習室や学生の自習用のパソコンも整備している。全学共通科目については、教務情報をウェブ化した教務情報システム（KULASIS）が運用され、利便性が大幅に向上している。さらに、情報学研究科附属情報教育推進センターでは、講義映像・教材アーカイブを運用している。

情報セキュリティに関しては、セキュリティ監視装置の運用を通じてセキュリティ維持に配慮した運用体制を整備されており、全学のセキュリティポリシーの下で、全ての部局において情報セキュリティ委員会や情報セキュリティ技術者が置かれている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、閲覧座席数約1,300席、附属図書館の蔵書数約88万冊を有し、全学では約657万冊の蔵書数を有している。

学術情報は全分野に渡って系統的な整備に努めており、雑誌を約23,600タイトル、有料契約電子ジャーナルを約30,000タイトル、有料契約データベースを37件提供している。平成23年の電子ジャーナルアクセス数は約250万件であり、電子ジャーナルの全点タイトルリストをホームページで提供、またオンライン目録による検索を可能としている。蔵書目録情報は、オンライン目録に加えて学外の目録情報サービスを通じて24時間利用可能となっている。平成23年10月より平日早朝開館と休日開館時間延長が行われており、開館時間は8時から22時（平日）、10時から19時（土・日・祝日）となっている。附属図書館は学部学生の88%、大学院学生の63%が利用しており（平成23年度）、特に学部学生に関しては部局間に大きな偏りはなく、全学を対象とした組織として機能したことが認められた。附属図書館では、購入リクエスト制度を整備し、学生からの蔵書充実のニーズを把握している。附属図書館に対する学生の満足度は高く、研究科等の図書館・図書室・資料室に対する満足度は低くなかった。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主学習のための環境は、附属図書館、学術情報メディアセンターにおいて、学生用パソコンが配置され整備されており、効率的に利用されている。自習スペースの確保に向けて、専用スペースを設置したり、空いている教室を積極的に開放するなど部局ごとの工夫を行っている。アンケートを実施し、学生のニーズをきめ細かく把握する努力を行った研究科もある。

KUINSを運用し、学生等の自習環境に配慮して教室やオープンスペースを中心に無線LANアクセスポイントを928箇所設置している。双方向型の授業運営を支援するためコース管理システム（CMS：ウェブブラウザを使って授業の運営における教員と学生の活動を支援するサービス）による授業時間外での予習、復習等を支援する環境も整備している。

附属図書館では、24時間利用できる学習室24（132席）を設置しており、年間利用者は18万人を上回っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学部の新生を対象とした「全学共通教育に係る新生向けガイダンス」を国際高等教育院によって行っている。ガイダンスでは、各学部・研究科等から提供される全学共通科目について、その選択や適正な履修方法等の説明を行っている。ガイダンスではアンケート調査を実施し、ガイダンスで説明した教育理念や適正な履修方法等がどのように反映されるかについて検証を行っている。

専門科目の選択に際してはウェブサイトや冊子によって主要な情報が提供されており、個別の面談を実

施するなど、学生のニーズに基づくきめ細かい対応が行われている。遠隔地である宇治キャンパス、桂キャンパスにおいてもガイダンスや見学会を実施し、専攻選択及び研究室配属における学生の自主的な選択を支援するために研究室見学会や説明会を開催するなど、きめの細かい対応が行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学共通教育システム委員会等が実施する各種の学生の授業評価・アンケート調査において、学生の学習状況と評価さらには学生のニーズの把握に努めている。高等教育研究開発推進機構（平成25年度から国際高等教育院が承継）のウェブサイトにおいて意見箱を設けることにより、学習支援に対する学生のニーズの適切な把握に取り組んでいる。オフィスアワーの充実、メールによる意見集約等、それぞれの部局ごとに特色ある学生支援制度が図られた。こうした制度を通して、学生のニーズを把握している。

修学に関わる相談や履修指導をするために、1～3年次においては、少人数担任制、クラス担任制、教員アドバイザー制といった各学部の特性に応じた制度を設けて学生への個別対応を図っている。例えば、工学部では教育制度委員会下に学生支援WGを設置し、留年率の検証と各学科へのフィードバックを行うとともに、定点観測科目を設定し、欠席率を把握している。これらの対応により、早期にアドバイザー教員等が個々の学生の学習能力に応じた指導・支援を行い、留年の早期予防に取り組んでいる。また、科目成績と入試成績をデータベース化し、様々な視点から解析することによって、学習支援並びにカリキュラム改善等の検討を行っているほか、教務担当教員及び職員が履修登録確認表や成績表を用いて、履修・単位取得状況の確認を行い、学生の学力の把握と学習支援を行っている。また、一部の学部では、理科に関する学生の学力の現状分析のためのワークショップや成績不振につながる精神的な問題の把握と早期発見・対策の在り方についての研修（平成22年度）が行われている。

留学生相談室・支援室を設置して、学習全般に関する助言、日本語学習全般に関する助言等を行い（法、経済、理、農学研究科・学部）、文部科学省のチューター制度に基づき、各々の外国人留学生に、チューターを配置し、日本語や専門学習の支援を行っている。留学生に対して英語での新入生ガイダンス、英語版の大学院学修要覧の配付、英語版シラバスの整備等の形で教務情報の英語での提供も行っている研究科（情報学研究科）もある。

障害学生支援室では、障害のある学生に対して授業保障や学習支援機器貸し出しを行っている。その他、人的支援を行う学生サポーターを制度化し、障害のある学生の支援を実施している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

文化系団体103団体、体育会に属さない体育系団体41団体、体育会所属団体53団体（計197団体）を公認している。課外活動施設老朽化等の調査やサークル団体からの要望を踏まえ、順次改修整備を行い、平成24年度には約2.7億円を懸けて北部グラウンドを人工芝に改修した。課外活動施設の維持・管理や活

動のための各種経費（施設等の管理費や指導謝金等）として、平成23年度は8,622万円、平成24年度は4,904万円を支出している。備品等については、平成21年度から総長裁量経費による物品等の支援を行っている（平成23、24年度ともに1,151万円）。そのほか、学生の部活動に対する教室の利用等の支援を行っている。また、学生自治会が存在する部局では、自治会と部局との協議により、活動のための部屋の貸与等の便宜を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生支援の在り方を具体的に検討し、更なる充実を図ることを目的として、定期的に学生生活実態調査を全学的に実施しており、学生のニーズを把握している。

ほとんどの学部では、担任制を採っており、学習、生活、健康、就職等進路に関する相談・助言を行っており、研究科等では指導教員が相談・助言を行っている。

全学的には、カウンセリングセンターによる個別の支援を通して、生活支援等に関する学生のニーズの把握や支援を適宜行っている。

ハラスメントに関しては、ハラスメント防止のための啓発活動として、新規採用教員に対しての研修やハラスメント相談員への研修会を行うとともに、学生には新入生特別セミナーの中で啓発をおこなっている。また、ハラスメントの防止等のために冊子を作成し啓発に努めている。カウンセリングセンターが全学相談窓口として相談を受け付けており、平成24年度には実件数で94件、相談回数で387回の相談を受け付けている。個別に、相談室、相談窓口を配置している学部・研究科もある。

障害のある学生への修学支援（必要となる教育上の合理的配慮）は、専門部署である障害学生支援室が支援に関する相談・コーディネート業務を担当し、各学部・研究科等と連携しながら対応している。

健康科学センターでは、プライマリ・ケア医療機関である保健診療所を運営し、健康相談や応急処置を行っている。また、健康科学センターウェブサイトにおいて、常時意見や要望等を受け付けている。

キャリアサポートセンターでは、宇治キャンパス及び桂キャンパスにサテライトを設置し、キャリア支援を充実させている。また、若手研究者専用求人検索システムを構築し、博士・ポスドクのキャリア支援を推進している。

学生生活実態調査の関連施設に対する満足度は、保健診療所（満足・ある程度満足 54%）、キャリアサポートセンター（満足・ある程度満足 38%）、カウンセリングセンター（満足・ある程度満足 54%）であった。キャリアサポートセンターを全く利用しない学生は61%、存在を知らない学生は25%であった。

なお、カウンセリングセンター、キャリアサポートセンター、障害学生支援室は、平成25年8月1日に統合し、学生総合支援センターが設立され、カウンセリングルーム、キャリアサポートルーム、障害学支援ルームに名称を変更している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

授業料免除・入学金免除制度、各種奨学金制度（日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金、民間財団奨学金、大学独自の奨学金）については、当該大学のウェブサイト、学務部の掲示、各学部・研究科

等のガイダンス等により、周知されている。

日本学生支援機構奨学金の一種、二種を含めて、学士課程では申請者の90.1%、修士課程では申請者の96.0%、博士課程では申請者の96.4%に貸与されている。授業料免除は、全額・半額免除を合わせて、学士課程では申請者の86.7%、修士課程では申請者の88.5%、博士課程では申請者の93.9%に実施され、平成22年度からは、経済的學生支援強化事業として1億円の予算措置により、年間延べ約700人の學生が半額免除となり、その結果、免除適格者全員が免除されている。また、東日本大震災により被災した學生に対して、平成23年度に総額2,679万円の生活支援奨学金の支給（7人）、授業料免除（前期34人、後期38人）・入学科免除（19人）を実施している。

寮生の自主性・自律性を尊重しながら、より安心・安全・快適な教育寮としての學生寮の維持・管理が行われおり、耐震改修工事、新寮建設計画が進められている。

これらのことから、學生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館の一部に24時間利用できる自習スペースが設けられており活用されている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

企画担当理事を委員長とし、教育活動を含む大学の活動状況の総合的状況を点検・評価する大学評価委員会を置いている。同委員会の下に、大学評価小委員会と点検・評価実行委員会が置かれ、前者において全学的な点検・評価に係る企画・立案を行い、後者において全学的な点検・評価を実施している。点検・評価実行委員会は主に各部局の自己点検・評価関係委員会の委員から構成されており、各部局の点検・評価結果が集約される仕組みとなっている。自己点検・評価等で抽出された課題等については、企画担当理事から各担当理事や部局等に対して改善依頼がなされる体制となっている。

なお、全学共通教育については高等教育研究開発推進機構（平成 25 年度から国際高等教育院が承継）が、各学部、研究科等では自己点検評価委員会や教務委員会等、所掌する委員会が定められ、教育の質を保証し、改善・向上を図るための体制を整備し、自己点検評価活動を行っている。これらの体制のもと、各学部、研究科等では、必要に応じてカリキュラムの見直し、履修規程の改定が行われたり、担任制・アドバイザー制、複数指導化等の制度を導入している。また統合薬学教育開発センター（薬学部）、キャリアディベロップメント室、産官学アドバイザーボード（アジア・アフリカ地域研究研究科）等の組織の設置や、FD支援プロジェクト（文学研究科）の実施等、教育の質の改善・向上に向けた取組を継続的に行っている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

授業評価を軸とする学生からの意見・ニーズの調査は、実施頻度にばらつきがあるとはいえ、特に学部教育では、全学的に定着している。しかし、一部の学部・研究科等では、学生への授業評価アンケート結果が学生に公表されておらず、結果の概要、あるいは、アンケートを受けての改善状況等を学生に公表することが必要である。

これら意見聴取によって把握した課題は、各種のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動や点検評価報告書での総括等で構成員に周知され、部局の事情に即した改善の努力を継続的に行っている。例えば、薬学研究科では、学生からの評価が高かった教員の授業を他の教員が聴講し、自分の授業よりも優れているところや、今後の授業に活かそうと思うところ等について報告書を提出させる取

組により、学生からの授業評価結果は徐々に向上している。また、生命科学研究科では、英語を母国語とし、英語教育に専念する特任教授を雇用し、希望する大学院学生が、学会発表でのスライドやポスターの作成、口頭発表と質疑応答について、英語と生命科学の内容そのものの両方の観点から、マンツーマンの指導を受ける事ができるようにしている。

教職員からの意見・ニーズの把握は主に部局教員による会議等により行われている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外からの意見聴取結果は、卒業生・修了生、就職先人事担当者、外部評価等の様々な形により、各学部・研究科等の状況に応じて積み重ねられている。また、同窓会組織を活用した意見聴取の試みは全学部と大半の研究科等で定着しつつある。また当該大学と利害関係のない学外有識者で構成するアドバイザーボードを組織し、忌憚のない意見を聴取するシステムを構築している研究科等もある。これらの関係者からの意見聴取によって収集したデータに基づく評価は、教育の質の向上・改善や教育課程の見直しに具体的に活用している。

学外関係者の意見を改善に結び付けた具体的な事例としては、必修科目の増設、半期制・二時限連続授業制の導入、教員組織構成・教育過程の改善（文学部）、英語力強化のための外国人教員の採用、英語による提供科目の増強（農学研究科）、大学院におけるクラス担任制の導入（法学研究科専門職学位課程）、国際教育フロンティア科目の設置と外国人教員による授業の実施や外部の実務専門家によるリレー講義の実施（教育学研究科）等が挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各学部・研究科等においても、FDについての専門委員会を設置しており、組織として教育の質の向上や授業の改善に努めている。この種の活動への教員の参加については、部局により積極性に濃淡が見られる。具体的内容としては、授業アンケート結果の教員への周知はもとより、教員へのハラスメント/メンタルヘルスについて啓蒙する講習会（文学部・文学研究科、教育学部・教育学研究科、総合人間学部・人間・環境学研究科）、医学教育ワークショップ（医学部）、薬学教育協議会・日本薬学会・日本薬剤師研修センター共催の薬学教育ワークショップの運営と参加、授業評価の高かった授業の見学（薬学部）、英語授業のための研修（農学部）、FD用DVD教材の作成（情報学研究科）、ケースメソッドの研修会や他大学と連携したFD、ベストティーチャーの表彰（経営管理教育部）等を行っている。FDによる成果としては、例えば、経済学部では、授業への満足度が上がっているという調査結果を報告している。また、法学研究科では、教育の内容・方法の組織的改善を図るために学期ごとに開催される教員懇談会での意見交換の結果を踏まえて、少人数による密度の高い授業を展開するためのクラス規模の適正化等の改善がなされている。

また、大学全体としては、毎年夏に開催する全学教育シンポジウムに多数の教員が参加することによって、FDを全体に浸透させ、共通認識を持つように試みている他、FD研究検討委員会が、高等教育研究開発推進センターの支援の下、全学の新規採用教員を対象とした「新任教員教育セミナー」、将来の大学教

京都大学

員を見据えて大学院学生を対象とした「大学院生のための教育実践講座」、また、各部局のFD活動状況や全国レベルの教育改革の動向に関わる情報共有のための勉強会等を実施し、FDの実質化に向け多角的に取り組んでいる。

なお、当該大学の高等教育研究開発推進センターは、平成22年3月に「教育関係共同利用拠点」として文部科学大臣に認定されており、学内・地域・全国・国際の各レベルにおけるFD活動の組織化と支援を推進しており、全国から500人以上が参加する大学教育研究フォーラム、大学生研究フォーラム等を毎年開催し、当該大学だけでなく我が国における「FDの実質化」に寄与している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務系、技術系職員については各種の研修が事務部等で実施しているほか、教育上の課題を教員との共有するため、全学教育シンポジウムへの参加も求め、教育上の課題の教員との共有に努めている。また、各部局の必要性に応じて、技術職員に専門技術に関する全国的な研修会・講習会等に参加する機会を与えているほか、職員に海外研修の機会を与えたり、ハラスメント等に関するものも含めて、教育活動の向上のための研修機会をもつなどの活動を行っている。

TAについては、『京都大学ティーチング・アシスタント活用事例集』、『化学実験操作法 動画資料集』を刊行して指導を支援している。学部、研究科等によっては、授業内容の専門性から授業担当教員にその指導をゆだねているが、学部、研究科等の特性に応じて、組織的に研修等も行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 授業評価アンケートの結果、あるいは、アンケートによる改善状況が学生に公開されていない学部、研究科等が少なくない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 408,798,072 千円、流動資産 87,736,449 千円であり、資産合計 496,534,521 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 107,067,094 千円、流動負債 69,916,771 千円であり、負債合計 176,983,865 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 13,751,999 千円及び長期借入金 3,223,767 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 2,773,003 千円及び P F I 債務 10,090,751 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会の議を経て、役員会が決定している。

また、これらの収支計画等は、教授会等の各種会議で報告され、学報等により学内教職員に周知すると共に、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成24年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用144,459,878千円、経常収益146,664,528千円、経常利益2,204,650千円、当期総利益は1,658,349千円であり、貸借対照表における利益剰余金26,487,841千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て総長が決定している。

さらに、物件費における「教育研究環境を維持するために必要な経費」は、部局規模に応じた教育研究等経費（基礎分）及び各部局特有の事項に応じた教育研究等経費（特別分）により、最小限ながらも安定的な教育研究活動を保障する予算配分に努めており、このほかに戦略的・重点的配分に必要な経費として総長裁量経費、第二期重点事業実施計画に必要な経費等を確保している。

また、施設・設備に対する予算配分については、施設・設備マスタープランを策定して計画的に進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書が作成され、経営協議会の審議及び役員会の議を経て決定した後監事及び会計監査人の意見を記載した書面を付して、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に従って、監事が当該年度の監事監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、総長の直轄組織である監査室が内部監査規程に従って、全部局を監査対象として業務監査及び会計監査を実施している。

また、効果的、効率的な監査を実施する観点から、理事（財務担当、総務担当）、監事、会計監査人、監査室で構成する四者協議会を定期的に開催し、連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員会、経営協議会、教育研究評議会等の基本組織を設けるほか、総長が議長となる部局長会議を設け、役員と部局長が協力・連携して経営及び教育研究に係る必要な連絡、調整及び協議を行い円滑な管理運営体制を確立している。

事務組織にあつては、監査室、総長室並びに総長、役員会を中心とする戦略的な意思決定の支援や渉外、予算・決算案の作成等を目的とした組織及び学生支援、教務、国際交流、研究推進、産学官連携等の全学的推進、支援を目的とした組織を設け、適切な規模と機能を有している。

平成 24 年度には法務・コンプライアンス対策室を設置するなど、全学的なコンプライアンス推進体制を適切に整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

各学部・研究科等では各種アンケート等を通して、あるいは担当の教職員の窓口を通して学生の意見やニーズをくみ上げる努力を行っている。教員に関しては、学部・研究科・研究所・センター等の各部局でくみ上げられたニーズや意見に基づく部局長会議での各部局の意見交換のほか、各種委員会における議論を通して、これらが総長・役員に伝えられるシステムがとられている。また、各部局においても事務職員等に対しては、職員人事シートや上司による面談により、要望や意向の把握を図っている。

産官学界の学外関係者からの当該大学への意見・要望を聴取する場として経営協議会を設けており、学外委員からの意見を聴取しており、一例として、外部資金の獲得機会を見逃さないよう準備する必要がある等の意見を受けて、外部資金の情報収集等を行う組織の体制を強化したほか、平成 24 年 4 月に学術研究支援室を設置し、URA（リサーチアドミニストレーター）を配置している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査規程により、年度に係る監事監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している。監査には、大学における業務全般を対象にした定期監査（業務監査及び会計監査）と特定のテーマ（重点項目）を定めて行う臨時監査がある。また、両監査に加えて広く部局を訪問し、部局の状況を把握することによって監査の質的向上を図るとともに、監査計画への反映を行っている。監査結果は『年度監事監査に関する報告書』としてまとめられている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の育成については日常の具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技能等を習得させること基本としながら、職種や職責に応じた各種研修を組織的・系統的に開催するとともに、自己研鑽も奨励している。

また各研修後にはアンケートを実施してその効果を検証し、研修や事務組織の質の向上に役立てている。大学が職員を育成するという態度を強く表明し、平成24年度からは、従来の公募型から職員個々人の人材育成に則った指名型の研修へと転換させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学的取組としては、これまで必ずしも明確でなかった当該大学の自己点検・評価に対する目的を明確化するため、平成23年度に、自己点検・評価の基本方針を定め、その目的を明確化し、実施対象や取りまとめ時期、評価体制等について評価の基準を定め、全学的に自己点検・評価を実施することとした。

各部署においては、自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究の状況、組織としての活動、組織内外のアンケート調査等の情報収集を行っているほか、収集した情報や学部・研究科等の活動状況をまとめて、自己点検・評価報告書及びウェブサイト等で、学内外に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

大学全体として、国立大学法人法に基づく法人評価や大学機関別認証評価等、外部者による評価を受審している。ただし、平成25年度実施の大学機関別認証評価に向けた自己評価書において、根拠資料のほとんどが別添資料とされ、自己評価書本文中に記載されておらず、大学の教育研究活動の状況を明らかにし、社会に判りやすく示すものとして適切とは言い難い。

そのほか、大学基準協会による公共政策分野専門職大学院認証評価、ABEST21による経営分野専門職大学院認証評価等、8学部、11研究科等において、それぞれの特性に応じた外部者による評価の受審が行われている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

全学的には大学評価小委員会を中心とする点検・評価体制による評価結果をフィードバックする体制を整備し、また、各学部並びに研究科等における自己点検・評価委員会や教務委員会を中心としたフィードバックに関する体制を整備している。このような体制を通じて、質の向上・改善のための具体的な改善措置を講じることとしている。

前回の機関別認証評価（平成19年度実施）において「改善を要する点」と指摘された事項のうち、入学定員充足率の超過率、充足率についてはおおむね改善が見られる。一部の学部で留年率が高いとの指摘については、改善はみられるものの、一部の学部において適正ではない状況が続いている。学生寮の老朽化については、耐震改修が必要となる寮が一部残っているものの、改善が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 平成 25 年度実施の大学機関別認証評価に向けた自己評価書において、根拠資料のほとんどが別添資料とされ、自己評価書本文中に記載されておらず、大学の教育研究活動の状況を明らかにし、社会に判りやすく示すものとして適切とは言い難い。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学並びに各学部・研究科等の目的は、ウェブサイト並びに各学部・研究科等のウェブサイト上で公開している。当該大学案内冊子『知と自由への誘い』のほか、学部・研究科等ごとの目的に関しては、それぞれの便覧や概要・パンフレット等の冊子にも分かりやすく記載し、教職員・学生のほか、大学外部に対しても配布している。特に、学生に対しては、履修指導・ガイダンス等の機会を捉えて上記資料の配付及びその内容の具体的な説明を行い、大学の目的の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイト等で閲覧できるほか、各学部・研究科等で印刷物としての情報提供を行っている。

特に、学生に対しては、履修指導・ガイダンス等の機会を捉えて上記資料を配付し、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を具体的に説明している。

また、当該大学への入学を検討する人たちや入学志願者は、上記資料の配付及びオープンキャンパスや入試説明会での説明等により、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を理解して入学を志願できるようになっている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

当該大学の教育情報は、ウェブサイトの「教育情報の公表」のページ上で公表されており、その公開方法に関しては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の所定の各項目が一覧できるほか、項目について各学部・研究科等の関係項目へのリンクがされている。

また、各学部・研究科等のウェブサイト等で閲覧できるほか、各学部・研究科等で印刷物としての情報提供を行っている。また、個人の教育研究活動状況は学教育研究活動データベースで公開されている。

独立行政法人等情報公開法第 22 条で公開を義務付けられている各年度の財務諸表等は、ウェブサイトに「情報公開・公表」のページを設け、掲載・公表している。

自己点検・評価については、平成 19 年度に受けた大学機関別認証評価、平成 20 年度に受けた法学研究科法曹養成専攻に係る法科大学院認証評価、医学研究科社会健康医学系専攻に係る専門職大学院認証評価、

平成 22 年度に受けた大学院公共政策教育部公共政策専攻に係る公共政策大学院認証評価、経営管理教育部経営管理専攻に係る経営分野専門職大学院認証評価に当たって提出した自己評価書及び評価結果報告書は、全てウェブサイトの「認証評価」ページに掲載し、公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 京都大学

(2) 所在地 京都府京都市

(3) 学部等の構成

学部：総合人間学部、文学部、教育学部、法学部、
経済学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、
農学部

研究科：文学研究科、教育学研究科、法学研究科、
経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学
研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境
学研究科、エネルギー科学研究科、アジア・ア
フリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科
学研究科、総合生存学館、地球環境学堂・地球
環境学舎、公共政策連携研究部・公共政策教育
部、経営管理研究部・経営管理教育部

附置研究所：化学研究所※、人文科学研究所※、
再生医科学研究所※、エネルギー理工学研究
所※、生存圏研究所※、防災研究所※、基礎物理
学研究科※、ウイルス研究所※、経済研究所※、
数理解析研究所※、原子炉実験所※、霊長類研
究所※、東南アジア研究所※、iPS細胞研究所

関連施設：

【教育研究施設等】学術情報メディアセンター※、
放射線生物研究センター※、生態学研究センタ
ー※、地域研究統合情報センター※、野生動物
研究センター※、高等教育研究開発推進センタ
ー※、総合博物館、低温物質科学研究センター、
フィールド科学教育研究センター（瀬戸臨海実
験所※、舞鶴水産実験所※）、福井謙一記念研
究センター、こころの未来研究センター、文化
財総合研究センター、カウンセリングセンター、
大学文書館、アフリカ地域研究資料センター、
女性研究者支援センター、白眉センター、学際
融合教育研究推進センター

【教育院等】国際高等教育院、環境安全保健機
構、国際交流推進機構、情報環境機構、図書館
機構、産官学連携本部

【拠点】物質－細胞統合システム拠点

【附属図書館】

(注) ※は、共同利用・共同研究拠点又は教育関
係共同拠点に認定された施設を示す。

(4) 学生数及び教員数（平成24年5月1日現在）

学生数：学部 13,421 人、大学院 9,256 人

専任教員数：教員数 2,780 人

助手数：4 人

2 特徴

京都大学の歴史は、明治 30 年の京都帝国大学の設置
に始まる。開学に際した第一回宣誓式で、初代総長は
「自重自敬」という語を用いて京都帝国大学の大学人の
持つべき自主性の意義を説いているが、この自主性を重
んじる精神は時代が変わり、京都帝国大学から京都大学
へと移り、開学以来 100 年を越える現在に至っても、本
学の最も重要な学風「自由の学風」として脈々と受け継
がれている。

京都大学では開学以来の自主性の精神や自由の学風の
ほかにも、本学の発展の中で培われてきた有形・無形の
素晴らしい伝統を受け継いでいる。21 世紀を迎えて大
学改革が進む中、過去の伝統に安住するのではなく、本
学のこれまでの学風や伝統を再確認して、本学のこれか
らの向かうべき目標を広く世間に掲げて教育研究活動を行
うことが必要との判断にいたり、平成 13 年 12 月に
「京都大学の基本理念」を制定している。

京都帝国大学に始まる本学の 100 年以上の歴史を再確
認した上で、これからの京都大学が向かうべき目的は、
本学が「地球社会の調和ある共存に貢献する」ことであり、
京都大学はこの崇高な公共的目的の達成のために研究と教育
を行うのである。このためには、京都大学の研究者は卓越した
知の創造を目指して研究を遂行し、そこで得られた成果や知見
を背景とする教育によって卓越した知の継承を行うのである。

京都大学の最も顕著な特徴の一つは、その研究活動にお
ける学問水準の高さであろう。本学は思想面では西田哲学を
生み出し、またノーベル賞やフィールズ賞の他、内外の極めて
顕著な顕彰の受賞者を多数輩出している。これは本学で行わ
れる研究の独創性の高さを示すものであり、その背景には自
由な発想で研究を行うことを尊重する本学の学問土壌が見え
てくる。本学の学問の特徴は、既成の分野の中で学問技術の
点からの問題解決を図るのではなく、新たな学問領域を開拓
しながら卓越した知の創造を行うことである。このような活
動は、学問の自由の真の意味を理解して初めてなし得るもの
であり、本学の自由の学風とは不可分なものと言えよう。

本学の教育上の特徴は、学生の自学自習に重きを置いて
いる点である。本学の目指す教育は、既成知識や技術の、
教員から学生への伝授ではない。我々は様々な体験を通し、
自らの力で得たものだけが将来に繋がることを知っているが、
学問も例外ではない。自らの努力で得られた知見だけが、次
の学問展開に繋がるのであり、これこそが本学の目指す卓越
した知の継承である。様々な調査により、社会において本学
出身者は教養が深く、応用力のある人材との評価を受けてい
るが、これは本学が伝統的に行ってきた自学自習を重視した
教育の賜物と言えよう。

また本学では学問の多様性を尊重し、学問の自由を何より
大切にす観点から、学部・研究科等の研究組織の自治を尊重
した運営を行っていることも、その特徴の一つと言えよう。京
都大学では各研究組織の持つ特性や多様性を尊重し、その自
治と大学全体の調和を図ることこそが大学における学問発展
の礎と考えている。

京都大学が自由の学風を守りながら地球社会の調和ある
共存に寄与しようとするのは、まさにこの多様な価値観の中
で、自由と調和を理解することが学問のみならず人類の発展
に資すると考えるからである。

京都大学では、100 年を越える歴史の中でこのような
特徴を育み、伝統として守り、またこれを次の世代に発展
的に継承しようとしている。またこの一つ一つが「京都大学
の基本理念」を形成している。京都大学の基本理念こそが本
学の特徴を記述していると言えよう。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

京都大学は、明治30年6月18日の勅令第209号により、帝国大学令(明治19年)に則って、京都帝国大学として設置されたことからその歴史は始まっている。帝国大学令によれば、大学の目的は我が国の社会に必要な学問・技術の教育を図ると共にそれらの研究を行うこととされ、特に本学については既に開学されている東京(帝国)大学と切磋琢磨して研究水準及び卒業生の質の向上を図ることが求められていた。

明治30年の開学の際の第一回宣誓式において、初代総長は「自重自敬」という言葉を用いて大学人の自主性の重要性を説き、本学においては教員も学生も教育・研究・学修において自発的に活動することが強く求められている。この自主性を重んじる精神は100年以上経た現在に至るまで本学の根幹であり、創立以来の「自由の学風」はまさに学風として脈々と受け継がれ、この精神の下で独創的であって高い水準の研究と、それに基づく質の高い教育が行われている。

昭和24年の国立学校設置法による京都帝国大学から京都大学への移行の後は、本学は国の一機関であり、固有の目的を成文化して持つことはなかった。しかし大学改革が進行する中、本学の理念や目的を再確認して広く世間に周知することは重要との判断に至り、開学以来の学風・伝統を再検討し、平成13年12月に「京都大学の基本理念」を制定している。

京都大学の基本理念は、研究・教育・社会との関係・運営の4項からなっており、その全文は以下の通りである：

「京都大学の基本理念」

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

●研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。

2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

●教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。

4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

●社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。

6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

●運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。

8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

この基本理念は、本学が学校教育法に定められる大学・大学院の要件を満たすことを規定する以上に、本学の創立以来の学風を受け継ぎつつ、21世紀の我が国の大学のあるべき姿をも示すものともなっている。京都大学には、昭和8年の滝川事件に代表されるように、学問の自由を擁護するために闘ってきた誇るべき伝統があり、また自由な発想による創造的研究から卓越した研究成果を挙げてきたことなどは、広く知られる通りである。「自由の学風」は京都大学の輝く個性として今後も継承・発展させるべきものであるが、ここでいう「自由」とは決して独り善がりなものであってはならない。「自由」は、それぞれの立場を尊重してあるべきものであり、価値観の多様性を認め合うことが前提にあらねばならない。京都大学の目的とする「自由」は、21世紀に相応しい、多面的な価値観を尊重し、人類共同体との関係を視野において捉えられるべき「責任ある自由」であり、この点を基本理念では「自由と調和」という言葉で述べ、本学の礎と位置付けている。

また、我々の住む地球は人類だけのものではなく、人類は動植物を含む多くの生命とこの地球で共存している。21世紀の人類の繁栄を目指すためには、資源の枯渇、土壌汚染や地球温暖化、森林の減少、水資源の活用等の重要諸問題を避けては通れないが、これらの問題を人類の視点だけから捉えることでは、決して満足する解決は得られないであろう。基本理念の冒頭に述べられる「地球社会」はこのような考えを背景としており、京都大学は単に人類社会の発展を目指すのではなく、卓越したレベルの研究と教育を通して、地球社会の調和ある共存に貢献することをその究極の目的としている。

教育においては、創立以来の「自重自敬」の精神を尊重し、既成の知識や技能を教員から学生へ一方的に伝授するのではなく、対話を根幹とした教員と学生の双方向の授業展開の中で、学生の自学自習を促すことをその根幹においている。これは決して無責任な放任を意味するものではなく、本学の体系的な教育課程に基づき、各学部・研究科等と個々の教員が計画と運営に責任をもって教育に当たることがその前提である。卓越した水準の研究業績を持つ本学の教員が責任をもって教育することによってのみ、高い教養の涵養と卓越した知の継承が教育において図られるものである。これらを通して行われる本学の教育は、学生個人々の利益を目指すのではなく、本学が理想とする「地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成」することが目的であり、ここには本学の卒業・修了者には、高い自覚を持って地球社会の調和ある共存に寄与して欲しいという本学からのメッセージも含まれている。

研究においては、研究の自由だけではなく、自主性と倫理性が強調され、人類の繁栄に資する世界的に卓越した知の創造を目的としている。またその研究成果は象牙の塔の宝物として飾られるのではなく、本学で得られた成果や知見は、様々なレベルの社会連携を通し、その知を社会に伝えていくことも基本理念として掲げられている。

平成16年7月に定められた「京都大学の教職員像」においても、その一文において、「学問の自由は、これを遂行するための最も基本的な要件であり、社会規範や倫理に十分な配慮を払いつつ、教育・研究のすべての場において尊重される。」と明確に述べられている。京都大学は学問の自由を何にもまして尊重する大学であり、本学においては教員も職員も、全ての構成員が学問の自由を尊重してその活動を行っている。

(学部・研究科等ごとの目的)

別添資料参照

京都大学ホームページ：ホーム > 教育 >> 教育情報の公表 >>> 1. 教育研究上の目的 >>>> 2-(1) 学部・研究科の基本理念と目標

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/publish/1chap_folder/1chap6.htm#6_1